

令和7年度  
第7回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

## 令和7年度第7回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年10月29日（水）午後2時30分開会  
開催場所 江別市民会館37号室

### 1 出席委員（20名）

佐藤	和人
伊藤	明良
中田	和孝
保倉	義治
山口	利夫
植村	登昇
佐藤	昇文
中島	樹一
砂川	秀志
西荻野	雅一
荻田	浩二
得能	行記
保倉	謙二
百瀬	浩謙
松下	記樹
山田	彦子
長谷川	礼子
工藤	多希子
浅野	貴史

### 2 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	藤首	陽
	主査	中山	太
	主任	栗生	祐
	主任	武山	史人
	主任	中川	いつみ

### 3 議事日程

日程第 1

議事録署名委員の指名

日程第 2

会期の決定

日程第 3

諸般の報告

日程第 4

報告第 27 号

現況証明願及び照会について

日程第 5

報告第 28 号

農地使用貸借の合意による解約について

日程第 6

報告第 29 号

第 5 回農政常任委員会開催結果報告について

日程第 7

報告第 30 号

第 7 回農地常任委員会開催結果報告について

日程第 8

議案第 20 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 9

議案第 21 号

第 7 回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

日程第 10

議案第 22 号

農用地の買入協議に係る要請について

日程第 11

議案第 23 号

農村滞在型余暇活動機能整備計画（第 4 期）変更に係る意見について

## 4 議事の概要

### ◎開会宣告・開議宣告

○議長 これより、令和7年度第7回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は20名であります。  
ただちに、本日の会議を開きます。

### ◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について  
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、荻野委員、浅野目委員を指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定について  
令和7年度第7回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。  
令和7年10月29日、1日間とする。  
このことについて、ご異議ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご異議なしと認めます。  
よって、そのように決しました。

### ◎諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告について  
事務局長に報告させます。  
事務局長。

○事務局長 ご報告申し上げます。  
令和7年度第6回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告の  
とおりでございます。

○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。  
(「なし」の声あり)  
ご質問なしと認めます。

### ◎報告第27号

○議長 日程第4 報告第27号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。  
内容の説明をさせます。

中川主任。

○中川主任 報告第27号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。  
総会議案1ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No.20の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.20は、公簿地目 畑2筆 計1,056.00m<sup>2</sup>を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第27号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第27号を終結いたします。

## ◎報告第28号

○議長 日程第5 報告第28号 農地使用貸借の合意による解約についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 報告第28号 農地使用貸借の合意による解約について、ご説明申し上げます。

総会議案2ページをご覧ください。

今回通知がありましたのは、No.1及びNo.2の計2件で、全3筆、畠177,513.00m<sup>2</sup>でございます。

内容につきましては、使用貸借関係を双方合意により解約した旨の通知があつたものでございます。

合意解約の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第28号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第28号を終結いたします。

## ◎報告第29号

○議長 日程第6 報告第29号 第5回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第29号 令和7年度第5回農政常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1「農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）変更に係る意見について」、事務局より説明を受け、審議した結果、農政常任委員会では原案どおり承認することとし、農業委員会の総意とするため、定例総会に付すこととした。

以上でございます。

○議長 これより報告第29号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で報告第29号を終結いたします。

### ◎報告第30号

○議長 日程第7 報告第30号 第7回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第30号 令和7年度第7回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1「農地法第3条の規定による許可申請について」、付議事件2「第7回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、付議事件3「農用地の買入協議に係る要請について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第30号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第30号を終結いたします。

### ◎議案第20号

○議長 日程第8 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

総会議案5ページから6ページをご覧ください。

今回申請がありましたのは、No.3～No.5の3件でございます。

No.3及びNo.4は個人と法人間で、所有権の移転がなされるもので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

No.5は、個人間で、贈与による所有権の移転がなされるものですが、No.5の譲受人は当該地に使用及び収益権を設定している農地所有適格法人の常時従事する構成員であることから、農地法関係事務に係る処理基準第3の3の(4)の規定により、農地法第3条第2項第1号の全部効率要件を、当該法人が現在適切に耕作している状況を踏まえ、満たしているものと考えます。このため、他の農地法第3条第2項各号にも該当しないことから、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件 27筆 計172,409.00m<sup>2</sup>でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより議案第20号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第20号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第21号

○議長 日程第9 議案第21号 第7回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第21号 第7回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案7ページから8ページをご覧ください。

本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき、業務委託を受けて江別市が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが4件 6筆 355,026.00m<sup>2</sup>でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たしていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際に即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付すとともに、農用地利用集積等促進計画の作成について要請を行います。

以上でございます。

○議長 これより議案第21号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。  
(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第21号を採決いたします。

第7回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、申出4件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第22号

○議長 日程第10 議案第22号 農用地の買入協議に係る要請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 議案第22号 農用地の買入協議に係る要請について、ご説明申し上げます。

総会議案9ページをご覧ください。

これは、記載の者から所有権移転の申出があり、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社を含めて調整を行ったところ、意向が一致しなかったもので、このままでは、公社が当該農用地に係る権利を取得できなくなることにより、地域計画の達成に資するように所有権の移転を行うことが困難になる恐れがあるため、農業経営基盤強化促進法の基本要綱別紙11の第1の3の規定により、公社による買入協議を行うよう、江別市長から公社及び農地所有者に対して通知することを、市長に要請することについて、意見の決定を求めるものでございます。

内容につきましては記載のとおりで、全22筆、140,937.26m<sup>2</sup>が対象となっております。

以上であります。

○議長 これより議案第22号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第22号を採決いたします。

農用地の買入協議に係る要請について、要請2件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## ◎議案第23号

○議長　日程第11　議案第23号　農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

中山主査。

○中山主査　議案第23号　「農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）変更に係る意見について」ご説明申し上げます。

総会議案10ページをご覧ください。

先ほど、農政常任委員長からの報告にございましたとおり、本日、農政常任委員会において審議、原案どおり可決しております内容でございますが、江別市における農村滞在型余暇活動機能整備計画、いわゆるグリーンツーリズム計画については、令和6年度から第4期がスタートしており、この度、計画の一部を変更することになったため、その変更案について「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律」施行規則第4条の規定に基づき、市長から当委員会へ意見を求められているものでございます。

計画の内容についてご説明いたします。

今回の変更点は2点あります。

15ページをご覧ください。

変更点の1点目として、元々本計画に今後、整備予定として掲載されておりました、角山の販売施設が、農家レストランとして令和6年12月26日に業務を開始した旨届け出がありましたので、15ページ中段の表「体験・観光施設等の状況」について、一番右側の「その他」欄の「農家レストラン」が6か所から7か所に変更になっています。

変更点の2点目につきまして、22ページをご覧ください。

右側中段の青い網掛けになっているNo.9について、豊幌地区の農業者から販売施設及び附帯施設として駐車場を整備する計画について相談があったため、今回、本計画に掲載することとしたものです。

併せて、計画内の関係部分について修正しております。

23ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、合わせてご参考ください。  
説明は以上でございます。

○議長　これより議案第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

議案第23号を採決いたします。

農村滞在型余暇活動機能整備計画（第4期）変更に係る意見について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

## 閉会宣告

○議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。  
令和7年度第7回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時40分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月29日

議長（会長）

署名委員

署名委員